

## チャレスポ in KISARAZU事業業務委託受託候補者選定審査会設置要領

### (趣旨)

第1 この要領は、チャレスポ in KISARAZU事業業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2 チャレスポ in KISARAZU事業業務委託受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

### (審査事項)

第3 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定

(2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

2 受託候補者の選定は、書類審査及び企画提案者のプレゼンテーションの審査により決定するものとする。

### (組織)

第4 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第5 委員長は、健康づくり部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、教育部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員)

第6 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

#### (会議)

第7 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会の議長は委員長をもって充てる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第8 審査会の庶務は、健康づくり部スポーツ振興課において処理する。

#### (秘密の保持)

第9 委員は、審査内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (その他)

第10 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年6月12日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第6関係)

委員長	健康づくり部長
副委員長	教育部次長
委員	健康推進課長 障がい福祉課長 学校教育課長 スポーツ振興課長